

### 小児かかりつけ診療料について

■急性期疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行います。

■他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。

■患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じます。

### 一般名処方管理加算について

政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

ただ、先発品およびジェネリック医薬品ともに供給が不安定な状況が続いております。

そのため、ジェネリック医薬品があるお薬についてが商品名ではなく一般名（有効成分の名称）での処方（処方箋）とさせていただき、薬局で供給状況などを考慮して医薬商品名を決めていただくこととなります。

### 明細書発行体制等加算について

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行します。

発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

### 夜間・早朝等加算について

当院では、厚生労働省の規定により、平日 18 時以降、土曜日 12 時以降に受付をされた場合、診療時間内であっても診療料（初診料または再診料）に「夜間・早朝等加算（50 点）」を加算させていただきます。

### 生活習慣病管理料について

医師・看護師等のスタッフと患者様で情報を共有いたします。また、療養計画書は病状経過を鑑みて概ね 4 か月を目安に見直しを行っていきます。また、病状が安定している患者様に対して、医師が問題ないと判断した際は、28 日以上長期処方やリフィル処方箋の発行を行うことが可能です。

### 特定疾患療養管理料について

当院では、厚生労働大臣が定める「特定疾患」を主病とする患者様に対し、計画的な治療管理（専門的な指導・助言）を行っています。

1.対象となる主な疾患：喘息、胃潰瘍、結核、悪性新生物、甲状腺障害、不整脈、心不全、慢性気管支炎、慢性肝炎（「高血圧症」「脂質異常症」「糖尿病」は本管理料の対象から除外）

2.算定について：厚生労働省の定める診療報酬規程に基づき、月に 2 回を限度として「特定疾患療養管理料」を算定させていただきます。

3.患者さんの病状に応じ 28 日以上長期の投薬、リフィル処方箋の交付のいずれも対応可能です。